

## 太田市地区商店街振興組合運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業の振興と発展を図ることを目的に、太田市地区商店街振興組合（以下「商店街振興組合」という。）が実施する市街地の活性化及び各種共同事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対し予算の範囲内で太田市地区商店街振興組合運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる商店街振興組合は、太田南一番街商店街振興組合及び太田北口駅前商店街振興組合とする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、事業費及び管理費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の総額の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた商店街振興組合は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた商店街振興組合については、第5条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。